

自 令和5年6月5日
至 令和5年6月9日

令和5年第2回平内町議会定例会
会 議 録

平内町議会事務局

令和5年第2回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	3
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	9
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（6月5日 月曜日）	13
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（6月7日 水曜日）	19
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（福祉介護課長 塩越信子君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 亀田弘徳君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	

(福祉介護課長 塩越信子君)

(健康増進課長 大水 要君)

1、質 疑	41
1、議 案 付 託		
1、陳 情 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
第3号(6月9日 金曜日)	43
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	44
報告第7号 報告第8号 報告第12号		承認
議案第32号 議案第33号 議案第34号		原案可決
陳情第2号		採 択
1、表 決	45
報告第9号		承認
1、表 決	45
報告第10号		承認
1、表 決	46
報告第11号		承認
1、表 決	46
議案第35号		原案可決
1、表 決	47
議案第36号		原案可決
1、表 決	47
議案第37号		原案可決
1、議員派遣の件	48
		承認
追加日程		
1、表 決	48
発議第5号		原案可決
1、町長挨拶(町長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第46号

令和5年第2回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年6月1日

平内町長 船橋茂久

記

1. 日 時 令和5年6月5日（月） 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

令和5年第2回平内町議会定例会 会期日程表

令和5年6月5日招集

月 日	開議時刻	件 名
6月5日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
6月6日 (火)		休 会
6月7日 (水)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 議 案 付 託</p> <p>第 4 陳 情 付 託</p> <p>散 会</p>
6月8日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
6 月 9 日 (金)	午前 1 0 時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 2 報告第 9 号</p> <p>第 3 報告第 1 0 号</p> <p>第 4 報告第 1 1 号</p> <p>第 5 議案第 3 5 号</p> <p>第 6 議案第 3 6 号</p> <p>第 7 議案第 3 7 号</p> <p>第 8 議員派遣の件</p> <p>(町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和5年第2回平内町議会定例会

6月5日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和5年第2回平内町議会定例会

6月7日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

日程第 4 陳 情 付 託

散 会

令和5年第2回平内町議会定例会

6月9日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告

日程第 2 報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕

日程第 3 報告第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕

日程第 4 報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕

日程第 5 議案第 35 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程第 6 議案第 36 号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 7 議案第 37 号 財産の取得について〔小形除雪車〕

日程第 8 議員派遣の件

(追加日程)

日程第 9 発議第 5 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案

(町長挨拶)

閉 会

令和5年第2回平内町議会定例会会議録

令和5年6月5日 開 会

令和5年6月9日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第32号 令和5年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第33号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
- 議案第34号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案
- 議案第35号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 財産の取得について〔小形除雪車〕

2、議員提出案件

- 発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案

3、陳 情

- 陳情第2号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

4、報 告

- 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算〕
- 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
- 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
- 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第13号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
- 報告第14号 令和4年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第15号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について

町政経過報告

例月出納検査結果報告書

令和5年6月9日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第7号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第12号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第32号	令和5年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第34号	令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和5年6月9日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第7号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第8号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算〕	上記同じ	上記同じ
報告第12号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第32号	令和5年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第33号	令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和5年6月9日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第95条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第2号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書	願意妥当	採択すべきもの

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期の決定
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
-

出席議員 10名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	2番 田中大君
3番 小笠原智鶴子君	4番 亀田弘徳君	5番 田中茂勝君
6番 太田満則君	8番 倉内清一君	9番 佐々木徳正君
10番 田中光弘君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君	総務課指導監 工藤英仁君
企画政策課長 柴田正一君	税務課長 渡邊仁志君
町民課長 工藤隆之進君	福祉介護課長 塩越信子君
福祉介護課指導監 竹達暁教君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田千代志君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 田中正美君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	消防監消防署長 木村秀人君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局長補佐 片山潤一

振鈴（午前10時 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年第2回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

ただちに本日の会議を開きます。

会議は、議事日程表第1号により進めます。日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせましたので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読）

議長（船橋健人君）ご着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に、町長より、提出されました、案件は「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度 平内町一般会計補正予算〕」、「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度 平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算〕」、「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」、「報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」、「報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」、「報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度 平内町一般会計補正予算〕」、「議案第32号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第33号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第34号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第35号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第36号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第37号 財産の取得について〔小形除雪車〕」以上12件であります。

また、今定例会までに、受理した陳情書は「陳情第2号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」1件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第13号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第14号 令和4年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第15号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について」。また、「町政経過報告」がありましたので、各位に配布しております。

次に、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、ご了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月9日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月9日までの5日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



日程第3、議案一括上程(提案理由及び議案概要説明)

議 長(船橋健人君) 日程第3、「報告第7号」から「報告第12号」まで及び「議案第32号」から「議案第37号」まで以上12件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) おはようございます。

本日ここに、令和5年第2回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会には、専決処分した事項の報告及び本年度の各会計補正予算並びに条例の改正案等、合わせて12件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

報告第7号から報告第12号までは、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります。

まず、報告第7号「令和4年度平内町一般会計補正予算」であります。歳入については、地方交付税のうち特別交付税の確定、国県支出金及び諸収入は事業実績確定により増額となりました。歳出については、役場庁舎整備に係るコンサルティング業務委託料及び除排雪委託料の増額とその他事業費確定により、それぞれ増減となりました。

また、歳入超過分につきましては、財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金を減額し、財源の調整を要することから、歳入歳出同額の6,495万円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに81億9,656万2千円になったものであります。

一方、町有財産管理費のコンサルティング業務において、役場庁舎整備事業の公募型プロポーザル及び契約のための、法令遵守事項の確認作業に慎重を期すため月数を要すること、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業では、令和4年度の秋に接種を開始した対象者のうち、一部未接種者に対し、引き続き切れ目なく接種機会を確保していく必要があること、また、林道整備事業は、事業箇所の林道野内畑越線が現場確認による工事着手箇所の決定等に、橋梁維持事業は河川管理者(県)との協議に、道路新設改良事業は清水川橋架替に伴う占有許可物件(電話)の移設にそれぞれ不測の日数を要することから、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、報告第8号「令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」であります。事業実績による事業費の精査に伴い、歳入歳出予算ともに80万5千円の減額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに1億1,624万円となりました。

また、漁集排施設機能保全工事の資材が新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、警報装置電子器機部品の製造の遅延が生じ、資材の納期が延期したことで、年度内に工事を終了できないことから事業費用のうち1,728万8千円を繰越明許費として設定したものであります。

次に、報告第9号「平内町町税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから専決処分

したものであります。

次に、報告第10号「平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」であります。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから専決処分したものであります。

次に、報告第11号「平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから専決処分したものであります。

次に、報告第12号「令和5年度平内町一般会計補正予算」であります。物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援としての特別給付金の給付が令和5年3月28日付けで閣議決定されたこと、また、道路新設改良事業において町道第二緑町線道路改良工事の道路用地取得に伴い、早急に予算措置を講ずる必要が生じ、歳入歳出同額の542万3千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに70億542万3千円になったものであります。所要歳出の財源調整として、関連した国庫支出金や町債を増額し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

以上6件は、いずれも緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法の規定により、報告第7号から報告第11号までは令和5年3月31日付けをもって、報告第12号は令和5年4月26日付けをもって、本職において専決処分したものであります。

次に、議案第32号「令和5年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、急を要する事務、事業等の費用を計上し、歳入歳出ともに1億6,454万2千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに71億6,996万5千円となったものであります。

補正の主なものとして歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、プレミアム商品券発行事業（第5弾）、電気代をはじめとした、物価高騰に係る各種対策支援事業のほか、稲生地区避難所整備に係る測量業務委託料、工場立地奨励金、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費（6回目）において新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する歳入の財源として、歳出に関連した補助金等のほか、町債を計上し、なお不足する額は財政調整基金を取り崩して歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第33号「令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに291万9千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに2,717万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、ロープが劣化により切断され、事故のおそれがあることから、夜越山スキー場の第1ロープトウ、第2ロープトウのロープの修繕に係る費用と指定管理者に対する燃油高騰対策支援金として補助金を増額いたしました。歳入では、一般会計からの繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第34号「令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正

は、歳入歳出ともに435万3千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに14億1,649万6千円といたしました。

補正の内容について歳出では、介護事業所等物価高騰対策支援金を計上し、総務費を増額いたしました。歳入では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を計上し、繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第35号「平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号「平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。青森県の公衆浴場入浴料金の価格の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号「財産の取得〔小形除雪車〕」であります。本年度より平内中学校が開校されたことに伴い、冬期間における通学路の確保が必須となることから、この度、社会資本整備総合交付金を活用し、購入するものであります。去る5月12日指名競争入札を実施したところ、株式会社青工青森支店が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（船橋健人君） 以上で本日の日程は終了しました。



議 長（船橋健人君） 明日6日は議案熟考のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6日は休会と決定しました。

来る7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労様でした。

（午前10時19分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、議案付託
- 日程第4、陳情付託

出席議員 10名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	8 番 倉 内 清 一君	9 番 佐々木 徳 正君
10番 田 中 光 弘君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 柴 田 正 一君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町民課長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 片 山 潤 一

午前10時00分 開 議（振鈴）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

去る5月20日、平内中学校開校記念運動会に招待され、見学させていただきました。当日は寒い中ではありましたが、200人を超える生徒たちが新たな歴史と伝統を築くべく、平内中学校最初の運動会で躍動感あふれる姿を披露してくれました。生徒たちの心からの笑顔を拝見し、今後も平内中学校の歩みを見守ってまいりたいとの思いがあふれ出しました。

さて、県知事選挙も終わり、6月29日から新知事の任期がスタートします。青森新時代に大いに期待するとともに、我々も議会人として町発展に尽力しなければならないと思いを新たにしたいところでございます。

それでは、質問に入ります。

子育て支援についてと題しまして、昨年末、令和4年の出生数が国の統計開始以来初めて80万人を下回る見通しであるという報道があり、話題となりました。結果は79万9,728人で、前年より4万3,169人減少、明治32年の統計開始以来初めて80万人を下回り、過去最少を更新しました。これは、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に発表した日本の将来推計人口の推計より11年も早く少子化が進んでいることを示しております。日本の出生数は平成28年に初めて100万人を下回っており、コロナ禍の影響が大きいとはいえ、僅か7年で2割以上減少したことになります。

青森県における出生数は、平成7年に約1万4,500人だったのが令和4年は5,985人で、初の6,000人割れとなりました。さらに、2009年に1万人を切り9,000人台に、その後は2014年に8,000人台、2018年に7,000人台、2022年では5,000人台となるなど、近年は2年ごとに出生数が1,000人近く減り、青森県の少子化は全国平均を上回るペースで進んでおります。また、当町の出生数を見ますと、平成8年に初めて100人を下回り、令和3年は46人でありました。出生数の減少に歯止めがかからなければ、日本の社会、経済が成り立たなくなると強い危機感を覚えます。

1990年代の国内出生数はおおむね120万人程度と安定的に推移していたとされ、この年代に生まれた世代が現在20代から30代と、結婚、出産の時期を迎えております。国もこの10年が少子化を反転できる最後のチャンスと強い危機感をあらわにしており、当町においても、今後いかに少子化対策を推進していくのか、非常に重要な課題であります。また、少子化の要因は1つに絞ることができません。とても複雑なものであり、結婚、出産から育児まで、一貫した総合的な支援が求められることから、対策推進に向けた強いリーダーシップが必要であると考えます。

このような中、岸田首相は、2030年までに少子化傾向を反転させるラストチャンスと位置づけ、6月1日に次元の異なる少子化対策素案を公表したところであります。今後は、児童手当などの経済的支援の強化、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、働き方改革の推進の3つが主要なテーマとして議論されることになっております。あの東京都でも、小池知事が子どもへの現金給付など、矢継ぎ早に独自の少子化対策を打ち出しており、少子化対策の機運の高まりを感じております。

喫緊の課題である少子化対策は、国の動きを待っているだけでは対応できません。我が平内町でも、乳幼児・子ども医療費給付事業で18歳までの医療費の全部または一部給付、子どもインフルエンザ

予防接種費用助成事業で中学生までの接種費用の全額助成、また、令和5年度からは待望の学校給食費の完全無償化も始まりました。

こうした中、ある新聞記事を目にしました。それは、七戸町の子育て支援政策です。七戸町では、深刻な少子化に歯止めをかけるべく、所得制限を設けずに、子育て支援策として最大で現金30万円を給付する政策を始める予定であるとのこと。具体的には、こども園などを卒園する際に、子ども1人につき5万円、小学校を卒業する際に10万円、そして中学校を卒業する際に15万円をそれぞれ支給するとのこととあります。この政策は、子どもを持つ保護者にとって、小学校、中学校、高等学校に入学する際は非常に大きな助けになると考えます。よいことはまねをすべきでございます。財源は道路工事1本の次年度先送りなどで対応することとし、東青地区の先駆けとして、当町においても七戸町のような独自の子育て支援政策を策定すべきと考えますので、町長のお考えをお示し願います。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。2番田中 大議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援についてであります。今年2月、厚生労働省から公表された人口動態統計速報（令和4年12月分）でございますが、これによりますと令和4年の出生数は約79万9,000人となり、統計開始以来初めて80万人を下回り、過去最少となりました。一方、町の出生数は、平成25年が60人、令和3年が46人と、ここ10年で約23%減少しており、当町においても少子化が急速に進行している状況となっております。

このような状況の中、国において今年4月1日に「こどもまんなか」をキャッチフレーズとしたこども家庭庁が発足し、同日、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためのこども基本法が施行されました。また、次元の異なる少子化対策の実現に向け、児童手当の拡充や男性の育児休暇の取得促進等、様々な取組について検討されているところであります。

国立社会保障・人口問題研究所が2021年に行った結婚と出産に関する全国調査によりますと、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として最も多いのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的理由であり、子育てに係る費用の負担軽減措置を講ずることは重要な少子化対策の一つであると考えられます。

このような背景を踏まえ、町においても、これまで推進してきた取組を一気に加速させ、平成29年4月からは保育料完全無償化及び副食費の無償化、令和2年10月からは中学生までの子どものインフルエンザワクチン接種費用を無償化しております。また、令和3年4月からは子ども医療費の無償化の対象を高校生まで拡充し、さらに令和5年1月からは小中学校の給食費の無償化を実施するなど、町独自の子育て支援の充実に取り組んでいるところでございます。

町としては、今後も引き続き、国、県の少子化対策と連携を図りながら子育て支援を実施してまいります。令和6年度の策定を予定しております平内町第3期子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、児童の保護者に対して子育て家庭ニーズの動向分析等を行うこと等を目的としたニーズ調査を今年度実施する予定としております。この調査結果から、どのような事業がより効果的であるかを分析した上で、町の実態に即した施策を検討したいと考えております。

子育て支援、少子化対策につきましては、一時的なものではなく、継続していくべきものであり、さらに、子どもの健全な育成は地域社会全体の責任でありますので、町民の皆様のご協力の下、進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 2番、田中 大君。

2番（田中 大君） 今の答弁にありましたとおり、子育て支援、少子化対策は一時的なものではなく、継続していくことが肝要であります。子育て家庭のニーズ調査を基に分析を行い、交付金頼みではない町独自の継続的な、真に求められる支援策を早い時期に実施していただきますようお願いいたします。質問を終わります。

議長（船橋健人君） 2番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）6番太田満則君。

6番（太田満則君） 皆さん、おはようございます。6番太田満則でございます。通告に従い、一般質問を行います。

質問の前に、少し所感を述べさせていただきます。

最近の報道によれば、我が町にとっていいニュースは、町の主産業でありますホタテガイの半成員の第4回目の入札価格がキロ当たり全体の平均価格で221円と、これまでの最高額をつけたと報じられました。直接的には関わっている人、漁師の人たちですが、恩恵がありますが、回り回って町にも税という形で循環してきます。漁に携わっている人から聞きますと、全体的な品薄感とコロナ禍もピークを終え、国でも5月8日からこれまでの3年3か月にわたるコロナ緊急事態対策宣言終了したことにより、自己責任による移動が可能になったということだと思います。移動が可能になったことにより、人、物、お金の動き、については景気回復につながっているものだと思います。

一方、悪いニュースは、町民の平均寿命が男で全国ワースト10に入ったと報じられました。町でもこれまでいろんな施策を実施してきたと思いますが、なかなかいい方向にはつながっておりません。県では、これまで短命県返上のための施策の一つが塩分の摂取量を減らすため、うまみを増すだし活を進め、健康で長生きできるようにと言ってきましたが、食習慣はやはり一朝一夕にはいかないうでございませぬ。町でもこれまで県の指導の下、いろんな取組をしてきたと思います。そろそろ目に見える形で効果が現れてほしいなと思います。

日本は、よく災害大国などと言われます。今年は、今現在、台風が2号と発生数が少ないものの、その影響により、西日本を中心に前線や線状降水帯発生により大雨、河川の増水により大きな被害や亡くなる人も発生しております。お見舞いとお悔やみを申し上げます。

県内でも、昨年は津軽地方、一昨年には下北地方の道路や橋、鉄路に大きな爪痕を残した災害が発生しました。復旧に時間がかかっております。地域が元気になるためにも、一日も早く地域住民が望む復旧がされますことをお祈りいたします。

一方、町の経済を左右するホタテ漁師の収入のバロメーターの一つの指標でありますホタテガイラバの付着状況、今年は例年に比べ、特に昨年とは場所、地域は違えども、あまり芳しくないと聞きます。付着状況は、来年の収入に直結いたします。地球温暖化に伴う気象変動によるものなのか、それとも海流の変化によるものなのか。その昔、町に働く場が少なく、出稼ぎに頼っていた時期もありました。それを救ったのが元西平内村長をしていた故豊島友太郎氏をはじめとする先達者が私費を投じ、心血を注いだホタテ養殖であります。養殖ホタテ発祥の地を標榜する我が町。その意味で何とか状況が好転してほしいと願っております。

また、今年は選挙イヤーと言われてございまして、4月には県議会議員や各市町村議会、そして首長選挙、先日の6月4日の投票日の県知事……

議長（船橋健人君） 太田議員、本題に入るよう。

6 番（太田満則君）はい。隣の青森市長、そして五戸町長の選挙が執行されました。結果は皆様ご承知のとおりであります。特に知事選挙は20年ぶりの新しい顔、進む道を決める選挙だったように思います。

早速選ばれた人たちは、県の、市の、町の将来を見据えた施策、構想を発表しております。特に新知事は、新聞に県庁の大改革も必要との見出し、組織機構の大幅な見直しについても言及、県民目線に基づいた改革に着手するこのように報じられております。予算の見直しもあり得る話もあります。変革を求める声が……

議長（船橋健人君）太田議員、再度注意します。本題に入るように。

6 番（太田満則君）はい。今回の選挙だったように思います。地域のニーズを吸い上げる、これが選挙だと思います。県内の選挙はこの後も我が町を含め、まだ続きます。

それでは、通告に従いまして、私の質問をいたします。

私の質問は、エンディングノートの配付と合葬墓の整備であります。これらは、別々な問題ではありません。質問でもありません。セットであります。地域の少子化、高齢化、核家族化によるほか、連れ合いが施設入所あるいは長期入院を余儀なくされるなど、実質、独り暮らし所帯になる人が単身世帯も増えてきております。このことから、自分らしい最期を迎えたいという人が増えてございます。

私は、元気なうちに自分の人生の閉じ方を記入するエンディングノートを希望者に配付すべきと、前に提案いたしました。今回はそれに加え、合葬墓の早期設置を求めるということでございます。

エンディングノートについては、元気なうちに希望者に配付した後、記入した後の保管について、あくまでも希望者にですが、役場で保管すればより安心できるのではないかとこのように前に提案いたしました。元気なうちとは、ちゃんと自分でいるんなことの判断ができるということでございます。そして、役場に記入したものを保管するようにしたらということでございます。なぜ役場かというのは、最後は役場に死亡届など、関係書類が届出しなければならないということでございます。あるいは、本籍があれば書類が回付されてくるところと思われるからであります。

若くて元気なうちはいろんなことが自分で判断、処理できたものが、年を重ねるごとに運動機能が思うようにならない、動きづらくなる、さらには物忘れが多くなるなど、元気なとき、これが一番大事なことなんです、一生懸命思いを託したい、そういう人へ書いた書類、エンディングノートの類い、その書類をどこに保管したのか、あるいは書いたことさえ分からなくなると。いろんなことに相談に乗ってくれる身近な親族が近くにいる場合は別として、子どもが就職等いろんな理由により町外、県外に行って戻ってこない、家を離れている人が多い、これが現実であります。

同じように、お墓についてもこの後どうしたらいいのかと悩んでいる人たちが増えております。先日、私の墓の周りを掃除しに行った際、見知らぬ人から、娘が遠くに嫁ぎ、先祖の墓の継承が難しく、墓じまいを考えているところ話しかけられました。最近、周りでこのような話をする人が増えてございます。特に縁あってこの地域に住み、子どもを産み育ててきたものの、進学や他の地域に就職、転出するなどのほか、長年一緒に生活してきた配偶者に先立たれ、孤独感に悩まされている人が多いです。人それぞれが自分の最期、閉じ方についていろんな考えがあり、安心した、納得した最期を送りたいと思っている人が多分多いのではないかと思います。もちろん葬祭については親戚縁者が決定することだと思います。

町では、身元不明者を夏のお盆の時期に花、線香をたむけるなどしていると思います。前の会議録を見れば分かりますが、私がエンディングノートについて質問したのは平成30年、2018年第3

回の定例会のことであります。約5年前でございます。覚えていらっしゃるでしょうか。そのとき、町長は私にこう言いました。町で葬祭業をする、そういうことなのかとこう言いました。これは会議録にちゃんと記載されてございます。しかし、今、エンディングノートに限らず、話は合葬墓まで話が進んでおります。町長は別かもしませんが、私は数年前から合葬墓についても話を受けることが増えました。町内に身内はいたが、今は他町村に住んでいて疎遠になっており、独り暮らしの自分が死んだ後、先祖の墓に埋葬されるのは気が進まないとか、あるいは親兄弟と仲が悪いので一緒に墓に埋葬されるのは気が進まないなどの声も聞きます。このほか、いろんなケースが考えられます。

私は、町民が安心して心穏やかな残された日々を送れるような施策の一つでありますこのエンディングノート、合葬墓について、早期に設置すべきということでございます。

以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） 町長。

町 長（船橋茂久君） 太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

エンディングノートの配付と合葬墓の整備についてでございます。

まず、エンディングノートの配付についてでございますが、エンディングノートとは、遺言書とは異なり、法的な効力はありませんが、自分の身に万が一のことがあった場合に備えて、葬儀、お墓に関することや介護、医療に関することなど、残される家族や友人に伝えておきたいこと、自分の考えや希望などを書き留めておくノートであります。このエンディングノートを無料で配布している自治体も出てきており、県内においても青森市や弘前市などが作成し、配布しているとのことでございます。

そこで、町の医療、福祉、介護等の関係者に対し、エンディングノートを町が作成する必要性について調査いたしましたところ、約半数の方が必要ではない、分からないと回答していることから、現段階では必ずしも町が作成する必要性があるという状況にはなっていないと考えております。

町といたしましては、医療、福祉、介護関係者に対し、終活における研修の機会を設ける一方、町民に対してはこれまでどおり地域包括支援センターが介護、認知症、成年後見制度などに関する相談業務を行ってまいります。エンディングノートはインターネットで無料で手に入れることもできますし、市販品もたくさんございます。町で作成し、配付することについては、その必要性についてもう少し考慮する必要があると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、合葬墓の整備についてでございますが、県内では3市が運用を行っており、2市1町が現在整備中であるとのこと、墓を管理、継承する家族がいない事情等、一定の条件を満たした方が利用できる施設として認識しているところでございます。

当町における墓地の数は、各地域に寺院を含めて46か所ございます。令和4年度の墓地、埋葬等に関する法律に係る改葬手続の実績は9件ありまして、そのうち7件が墓じまいによるもので、主に県外や青森市へ移転し、遺族が管理するお墓等へ埋葬するものでございました。

また、当町の2つの寺院には永代供養の合葬墓があり、それぞれ利用されているところでございまして、現在のところ、合葬墓についての一般町民からの要望、相談の問合せはございませんでした。

自治体が管理する合葬墓につきましては、地方の地域において核家族の影響や人口減少が進む中、無縁の墓を増やさないための有効な手段でございますが、現時点では当該施設の整備については考えておりません。合葬墓の整備については、今後、町民ニーズの機運が高まった段階で公益性や費用対

効果の検証を行い、総合的に判断してまいりたいと思います。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、6番、太田満則君。（「はい」の声あり）

6番（太田満則君） 今、町長の話を書きました。実はここに青森市のエンディングノート、これは写しでございます。都市部でとは言わないけれども、本当にこのエンディングノート、市販されているものはたくさんあります。ですので、役場で備付けするこういう必要性はないのではないかとこういう話でございます。が、しかし、先ほど私が壇上でも言ったみたいに、書いたことさえ忘れる、それが年を重ねるということだと思えます。今、元気で、山は、田んぼは、あるいはあそこにもここにもあると、これが10年20年、あるいはその先、誰も分かりません。そういうのがあったよという話になるし、また、例えばお金についても預金がどのくらいあるのかと。お金は皆さん必要ですので、どこにあるのかなと聞くかも分かりません。が、しかし、先ほど話したみたいに、自分の希望をかなえてほしいとこういう具合に託するのがエンディングノートであります。

私は、市販であるからいいんでないか、あるいはそれは自分で考えればいいんでないかと、それも一つでしょう。が、しかし、そういうことさえ分からない人たちもいっぱいいるかと思うんですよ。亡くなった後は誰かがやってくれるでしょうとこう思う人がいるかも分かりませんが、先ほど壇上でも話したみたいに、心穏やかな最期を迎えたい、これは誰もみんな願っていることだと思えます。そのうちの一つがこのエンディングノートだと思えますので、是非町でもそういうのを備付けする、そして先ほど話したみたいに、書いたことさえ忘れる、そういうことが当然に起こります。ですので、私は役場の中にそういうのを保管する、そして何かあったとき、前にこういうのを書いてあったよということを出してもらおう。そういうのがこれからだんだん増えてくるんでないかなと、それがやっぱり地域の自治体の仕事の一つになってくるのではないかなとこう思います。ですので、先ほど町長がしゃべったみたいに、ニーズがないと。いつ調べたニーズなのか、ちょっと私には分かりませんが、いつ頃調べたアンケート調査なんでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 太田議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にありました専門職の方への調査であります。先月、5月下旬に実施した地域ケア会議にて実施しました。

以上です。

議長（船橋健人君） 6番、太田満則君。（「はい」の声あり）

6番（太田満則君） 分かりました。本当に直近のアンケートだということでございます。が、しかし、私の周りには、こういうのが必要だという人が結構いるんです。ですので、今、直接介護なんかに関わっている人、あるいはそういう福祉関係の人、そういう人から調べるのも一つでしょう。が、しかし、やはり最後使うのは本人です。本人、その人たちからのアンケート調査とこういうのも必要でないかなとこういうことを付け加えておきます。

それから、先ほどの合葬墓です。合葬墓は、本当にこれから地域がますます人口が少なくなって、墓を継承するそういう人が本当に少なくなるんでないかなとこういうことでございます。先ほどの前任者の質問の中でもあったとおり、平内町つつうのはあと20年もすれば5,000人を切るという状況の中で、本当に継承者がちゃんと続くんでしょうか。皆さん、不安に思っていると思うんです。

その意味で、県内でも旧3市をはじめ、全国的にはいろんなところが合葬墓について考えております。私のほうも遅れるつつうことなくして先頭を走ってほしいなど、あるいは中間あたりを走ってほ

しいなと思います。町長はニーズがあればと、考えることもやぶさかでないみたいなことを先ほど話していました。是非私はそういう方向に持って行ってほしいと。そうすることが地域の人たちが安心して暮らせるそういう場になるんでないかなと思います。町長、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 町長。

町 長（船橋茂久君） 太田議員にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、合葬墓につきましては、今今にすぐということではないと思えますけれども、将来的にそういうニーズが出てまいりましたら検討していきたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） 今改めて話を聞きましたとおり、将来的にニーズが出てきたらとこう話でございいますが、これは何もこの先だけのことでなくして、今現在進んでいる話だと思っておりますので、是非検討課題にのせてほしいなとこう思います。

以上、質問を終わります。

議 長（船橋健人君） 6番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は、協働のまちづくりとして、1つ目に町内会を対象としたアンケート調査の結果についてお伺いいたします。

町内会は、地域に住む人たちが住みよい豊かなまちづくりを目指して地域におけるいろいろな問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努める自主的な団体であります。住民にとっては、生計、生涯を全うしていく上で、地域とのコミュニティーが大事であるというは言うまでもありません。管内においても、住民個々との連帯と連結へと導く町内会が組織されています。しかし、社会の流れにより、町内会の運営、活動が1世代、2世代前よりどうなのか、確かに行政連絡員からの要望を吸い上げる年1回の行政連絡会議が開催されていますが、町内会として町内会員との触れ合う場を設ける活動をしている団体が幾らあるのか、町内会の運営、活動に町内会長や行政連絡員がどのような思いに浸っているのか。

そこで、私は、実態の把握が不可欠なことからアンケート調査を求めたところであります。これには早速行政で取り組んだことに評価いたします。

期間を令和3年11月10日から12月20日までとし、目的として町内会の組織や活動内容、課題等の現状を把握し、今後の町内会の取組や町内会活動に対する支援への検討材料とすることとしておりました。アンケートの意見には切実な声が寄せられ、担当課では集約のまとめとして次のように報告しています。

高齢化、役員の担い手不足についてのところでは、このように述べてまとめております。町内会長、役員の高齢化が目立ち、また、会長の経験年数についても長期化する傾向になっており、これは担い手不足による影響が大きいと考えられる。さらに、現在の町内会長が後継者がおらず、引き続き会長をしなければならぬことを負担に感じており、一度会長を引き受けると長期間会長を続けることとなるため、ますます後継者を見つけることが困難な状況となっていくものと思われる。会長、役員の選出方法については、町内会全体の中から選考委員会、役員会などにより選出している町内会が大部分を占めていたが、会長、役員の高齢化が長期化している状況にあつては、会則で経験年数の上限

を設定したり、当番、輪番制を採用することについても検討の余地があると思われる。また、担い手不足の対策としては、総会や機会のあるごとに声がけをしているが、なかなか効果が得られない状況となっており、地域担当職員や町役場職員や町役場職員OBによる町内会活動への参加や支援を望む回答も多くあったと、的確にまとめられております。

そこで、アンケート調査結果について、どのように受け止めているのか、お伺いいたします。

次に、地域担当職員制度についてであります。

私は、従来から、多少とも解消していくにはサポートとしての役場職員による地域担当職員制度化を。また、町から役場職員OBには役員の担い手を働きかけていただきたいと要望しておりました。5年、10年後の町内会運営を見据えてのことでありました。

地域担当職員制度とは、町内会が多様なニーズによって変化する地域課題を解決するために、町職員が地域に赴き、会議や交流イベントのサポートをすることにより地域の現状を把握し、それぞれの状況に合った支援を行う現場主義の根底を担う制度であります。また、担当職員の役割は地域課題やニーズを把握し、課題解決に向けた方策について地域の方と一緒に検討し、提案を行ったり、地域からの要望を町担当課へ伝達、または町の情報を地域へ共有するパイプ役を担います。先進地では役場庁内で地域担当職員会議を行い、それぞれの地区の情報の共有を行ったり、地域を支援するために必要な研修や講演会を実施することで地域担当職員として必要な能力向上に努めています。

何よりも、実施している自治体では、町職員が定期的に地域の会議に出席することにより、メリットとして、1つに連絡、調整等、迅速な対応が可能になる。2つ目に、地域と町職員の信頼関係の向上と相互理解が深まる。3つ目に、地域の状況に合わせて活動を支援できる。4つ目に、町職員の地域活動への参加促進で地域を知り、町が策定する計画や施策へ反映できる。職員の育成につながる事が挙げられています。

一方、配置される地区の声として、1つに、役場という存在が身近なものに感じられるようになった。2つ目に、会議で上げられる課題について町内会長が役場に確認していたため大変だったが、地域担当職員がその場で解決してくれたり、後日確認して連絡してくれることで心強かった。3つ目に、中間的な立場での会議の進行を支援してくれたため、円滑に進むようになった。4つ目に、イベントへ参加する人が増えたとの成果が述べられています。

協働のまちづくりとして、平成の合併後に合併した自治体しかり、当町のように単独で進む道を選んだ自治体ではより力を入れております。そこで、当町としても地域担当職員制度の実施を考慮すべきと思いますが、再度お伺いし、壇上での質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） 田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

協働のまちづくりについての1つ目、行政連絡員へのアンケート結果についてどのように受け止めているのかということですが、アンケートの結果では、町内会長の平均年齢が71.4歳、平均経験年数は8.4年となっており、町内会長及び役員の高齢化が目立ち、経験年数も長期化する傾向となっており、現在の町内会長が負担として感じる点についても、約7割の町内会が後継者がおらず、引き続き会長をしなければならないことを選択しており、多くの町内会で担い手不足、後継者問題について苦慮している状況であるものと認識しております。

そのような中、町内会が町に望むこととしては、担い手不足に対する解決・支援を選択した町内会が34.8%と最も多かった一方で、特にないとの回答も30.4%となっており、町による町内会への関与については考え方が分かれているものと考えております。

担い手不足、後継者問題については、人口減少、少子高齢化の影響や地域のつながりの希薄化等の様々な要因が絡んでのことと思われまので、解決することは非常に困難ではありますが、国の研究会の報告書や他の自治体の事例等の情報収集を行い、解決策を模索するとともに、町内会への必要な情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の地域担当職員制度の実施についてであります。町内会へのアンケートにおいても、担い手不足を解決できる支援として地域担当職員制度の導入実施や役場職員や役場職員退職者による町内会活動への参加を望む回答がありました。しかしながら、担い手不足に対する支援として地域担当職員制度を導入実施することに関しましては、アンケートへの回答としてあった地域担当職員制度への認識としては、町内会の会計事務などの業務の担い手としての役割を期待しているように感じられるため、制度の導入実施には慎重な判断が必要であると考えております。仮に本来の役割である地域と行政とのつなぎ役、パイプ役としての役割ではなく、そのような役割を期待して地域担当職員制度を導入実施した場合、主に休日、祭日に開催される夏祭りなどの町内会行事の企画段階からの準備作業や総会、役員会などの書類作成など、通常業務を掛け持ち、こなしながらとなりますと職員の負担が大きくなることや、地域担当職員を通しての様々な町内会の町への要望活動などについては、町としては緊急性、危険性などの優先順位や、また、年度をまたぐ数年に及ぶ計画的な事業実施などの財政的な理由などで実施、実現できない事業等の事案なども多く、地域担当職員に対する町内会からの期待が大きくなればなるほど町内会と地域担当職員との信頼関係が失われ、町内会と行政との間で板挟みになり、心理的負担も大きいことなども想定されるなど、様々な課題も多いものと考えております。

町内会と行政のつなぎ役、パイプ役としての役割に関しては、毎年1月下旬に町と行政連絡員との連絡会議を開催し、各行政区、町内会において懸案となっている要望事項等を提出していただいているところであり、ここ3年ほどは新型コロナウイルス感染症の影響により連絡会議後の町職員と行政連絡員との懇親会は実施できておりませんが、こちらにつきましても膝を交えて町職員と町内会がつながる大変貴重な機会でもありますので、引き続き実施していきたいと考えているところであります。また、連絡会議に限らず、町内会、町民からの意見、要望に関しましては、その都度、所管、関係する課において真摯に受け止め、丁寧な対応に心がけているところであります。

このように、行政連絡員等を通して、町内会と行政のつながりは十分確保できていると考えておりますので、新たに地域担当職員制度を導入、実施することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 田中光弘君。

10番（田中光弘君） 私は、この町内会アンケートの調査の報告書の中身を拝見いたしまして、これは大変切実な問題であり、今後の活動の課題としてはかなり行政として支援をしていかなければならないと率直に思いました。よって、もう少し前向きな答弁が来るのではないかと期待をしていたわけなんです。確かにですね、このアンケート調査の報告書についてはそういうふうを感じ取っているということで、できればどういうふうに具体的に反映していくかということも聞きたかったわけなんです。私の今回の質問はそれを受けての地域担当職員制度の実施方についてということでもあります。

職員の負担が増えるとか、そういう様々な課題はあります。しかしながら、現在行われている自治体、そういうのをクリアするためにいろいろ見直しを図ったりしてきております。現在、この担当職

員制度を実施している自治体というのが青森県内では40市町村中9市町村。自治体名を述べますと、青森市、弘前市、八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、佐井村、田子町、南部町であります。そして、北海道では179市町村中、これは平成29年3月ですので、6年前の調査では41市町村でありましたけれども、現在8市町村増えまして49市町村と。隣の岩手県が33市町村中、実に半分、16市町村が実施しております。

総務省の令和2年度の調査では、このようにまとめております。市区町村が地域担当職員制度を導入したり、地域おこし協力隊や集落支援員といった外部人材等を活用したりすることは、単に自治会、町内会の負担軽減にとどまらず、地域課題を解決するためのその市区町自治体の職員による施策展開に役立っている。と、このように述べております。また、北海道斜里町、ここは配置する職員は全町内会ではなくて、希望する自治会に地域担当職員を配置して行政の要望や相談を受けたり、自治会の活動の充実を支援している。と、ここは当初、全町内会に配置しておったんですが、それと配置の職員は1つの町内会に1人と。配置期間が3年間と。交互に3年間で替わるんですが、しかし、施行して3年して見直しを図りました。そして、全町内会ではなくて、希望する町内会に職員を配置すると。そして、1つの町内会には、その希望に沿って1人から2人、2人から3人、町内会の会員数にもよりますけれども、そして配置は3年から2年間ごとに替えていくというふうに見直しを図っているわけです。

私は、町長の職員を案ずるその気持ちというのは分からないわけでもないんですが、ただ、このような状況の中で、ますます町内会の活動自体がただ単に地域の要求、環境整備の要求を行政に上げる連絡会議、それだけではなく、やはり地域の町内会の会員同士の友愛、団結とか、それを進めるための様々な取組をしている町内会、管内の中では幾らかありますけれども、そういうふうには活発になるような町内会を目指してほしいと。

船橋町長は町長になる際、最初の選挙のときに、閉塞性のある町を何とか活性化したいと。創生というスローガンを掲げてきました。やっぱりそういう活気づけのために、やっぱり自治体というのは、その町内会が足元でありますので、そこが活発にしていかなければやっぱり町としてもそういう進む道というのがやっぱり尻すぼんでいくのではないかと。そういうためにも、やっぱり町内会を活発化させる運営をしていくためにもうちょっと前向きに担当職員制度というのを考えていっていただきたいなと思っておりますけれども、その点についてももう一度。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 田中光弘議員にお答えいたします。

担当職員の派遣ということでお話いただきました。実際、役場としても、昨年度、正職員が2人ほど退職しております。実際、現在、充足している課はほとんどないという状況でございます。田中さんがお話ししている、そういうことは十分分かるんですが、何せ物理的に間に合わないという状況もございます。職員に非常に負担がかかる制度だと私は思っておりますので、今、3年でほかのところはやっているというお話ですけれども、なかなか3年も同じ町内に付き合っていてやっていくということであれば大変なことかなと思っております。

それから、こういうことで町内会との付き合いがより深くなるということなんでしょうけれども、やはりこれからはいろんな場面で当然町と町内会との共同作業がいっぱいあると思います。その中で、いろんなことで工夫してやっていきたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 田中光弘君。

10番（田中光弘君）現在の実施している市町村を見た場合に、特に町を私は調べてみたんですけども、平内町の人口と職員数よりも、同じような人口でも職員数の少ない町、そこでもやっております。全員が全員、職員全員がそういう配置しなさいということではないんです。また、全町内会に配置しなさいということでは、私はそういうふうに言うておりません。管内の町内会でもスタッフがそろって、それぞれの活動、イベントをやっている町内会もあります。私が欲しているのは、それさえもできない町内会がありますよね。そこに着眼していただきたいということなんです。そういうのは、実施する前からそういう厳しいというふうな立場に立たず、現に行っているところがどういうふうなことで進めているか、どういうことを見直して進めてやっておるのかということを中心に実践を把握した上で判断すべきであって、その前にもう無理だというふうなことでは私は駄目だと思うんです。

私が今要望したいのは、そういう先進自治体、特に町の段階でそういううまく展開しているところ、展開してなくても、いろんな見直ししながら進めているところをある程度見ていただきたい。調査というよりも、そういうのを実践をつかんでいただきたい。そこから平内町としてはどういうふうな形でできるかと、そういうのも地域担当職員制度に対して見ていただきたい。最初から完璧なやり方は求めていないのです。何でもそうでしょうが。やり始めて成功するということはまず、100%成功することはないわけです。いう中で、少しずつでも町に合ったやり方で、ある一線まで持っていくと。先進地とか、そういうのをある程度調査したり見たり、そういうふうにするべきではないかと思うわけですが、その点についていかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）ただいま田中議員から、先進地の視察とかについてどう考えるかということでございます。この問題については、今、田中議員が何回か質問をされております。その都度、私からなかなか難しいというお話をしてございました。確かに、現在やっているところについて、先進地の視察ということであれば、これについては近い将来、そういう形で先進地を調査してみたいなと思っております。

以上です。

10番（田中光弘君）以上です。

議長（船橋健人君）以上で、10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、トイレ休憩を取りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

会議の再開は、11時10分からお願いします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「はい、5番」の声あり）5番、田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の私の質問は、私たちの生活に必要な道路の保全についてと、毎日のように報道されている物価高騰に対応した所得向上策、そして新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられたことによるその対応についての3点についてお尋ねいたします。

初めに、道路の保全についてであります。道路は人や自動車、自転車、最近ではシルバーカーなどと呼ばれる歩行補助車等が利用しており、私たちの生活には不可欠なインフラであることから、常に整備し、保全に努め、安全を確保しなければなりません。しかしながら、当町における道路事情を

見てみれば、1つには、特に県道や町道、林道の多くは集落と集落をつなぐ大変重要な生活路線であります。これらの多くは海岸線や農地、山林の中を縫うように通っていることからカーブが多く、今の時期になれば路肩の草木が伸びて道路に突き出たり、特にイタドリやオオイタドリが繁茂している場所では先が見えにくくなる箇所が多く発生し、通行に支障を来しております。道路の両側から生えている箇所は道幅が狭くなり、対向車と擦れ違う際にはイタドリの葉に接触することから、最悪の場合には悲惨な交通事故につながることを懸念されます。

2点目、道路脇に樹木が多く生えている路線では、側溝の蓋に落ちた葉が積み重なっていたり、腐葉土と化した落ち葉の上に草が生えているところもあるために、側溝の蓋の穴に雨水が流れず、側溝の機能が低下し、道路の冠水がしばしば発生します。これにより、通勤や通学、さらにはホタテ出荷時の運送業務などにも影響が及ぶことがあります。

このようなことから、交通安全と今後の台風や異常降水に備えた恒常的な道路の保全是重要性が非常に高いものと考えますが、道路保全に対する考え方と今後の道路保全対策についてお伺いいたします。

次に、物価高騰に対応した所得向上策についてお伺いいたします。

昨年からエネルギー関係や農業資材等の価格が上昇し、今年に入ってから食料品の価格も矢継ぎ早に上昇しております。5月末には、6月1日から使用する電気料金が値上げされるということも発表されました。また、今日の昼食用弁当を注文したら50円値上げとなっております。このようなこともあり、所得の増加が望まれ、今年の春には大企業を中心に従業員らの暮らしを守るため、賃上げが行われています。さらには、優秀な人材を確保していくことを目的に、初任給を増加している企業も多く見られます。しかしながら、中小企業や小規模企業では価格転嫁が難しいため、廃業や廃業を考えている事業所もあるとの報道もあります。

そこで、当町の中小、小規模企業における今年の賃上げ傾向と初任給について、現状はどのようになっているのか、状況を把握しているのかどうか、お尋ねいたします。

また、企業、事業の賃上げが厳しい状況であるならば、改善されなければならない事項と行政が取り組むべき施策などについて、見解をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられたことへの対応についてであります。感染症法では、感染症について、感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し、1から5類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めています。令和5年5月8日からは、新型コロナウイルスは感染症法上の位置づけが2類から5類感染症に位置づけられました。4月27日に加藤厚生労働大臣は記者会見を行い、この発言要旨によれば、これまで行政が様々な関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースにしたものに転換するが、5月8日以降も国民に安心していただくよう、新型コロナウイルスに対応する各種の対策を展開していきたいと述べ、①発生の動向の把握、②医療提供体制、③患者への対応、④基本的な感染対策、⑤ワクチンの接種の5項目について説明し、結びには、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが変わるわけだが、ウイルスそのものが消失するわけでもないから、引き続き医療機関、高齢者施設等の従事者、自治体の職員らの関係者には必要なお対応をお願いすることになる、国民の皆様にも感染対策により気をつけてほしい、重症化リスクの高い方などへの配慮もお願いしたいなどと述べております。

そこで、当町の5類への位置づけ変更後の具体的な対応についてお伺いいたします。

1点目は、幼児、成人を問わず、症状が風邪なのか新型コロナウイルス感染症なのか判断すること

ができず、病院で受診しようとする場合には当町の医院、病院に直接出向き、受診することができるのかどうか。その際に、公共交通機関の利用はできるのかどうか。

2点目は感染者の把握についてですが、今後は定点医療機関からの報告に基づき、1週間分の患者数を毎週金曜日に公表することになり、初回の公表の5月19日は県内では60の医療機関から196人の新たな感染者があり、1医療機関当たりの平均は3.27人であったと報道されました。その後、2回の報道では、5月25日は平均2.75、6月1日には平均3.07人などとなっておりますが、この3.27人という数字は以前の全数把握していた場合とどう見比べればよいのか、また、この値は以前に比べて感染者が増加しているのか減少しているのか、お伺いいたします。

3点目は、マスクの着用は自己判断となり、検温やパーティションの設置も一律に求めず、会食に当たっては人数制限もなくなり、自己責任での感染回避とのようではありますが、自己判断するためには情報が必要であります。感染対策では情報共有も必要であると考えますが、新型コロナウイルスに関する感染情報の提供方法と感染防止の注意喚起については今後どのような取組をしていく考えであるか、お尋ねをいたしまして、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の道路保全についての交通安全と台風や異常降水に備えた道路保全の重要性に対する考えと保全対策についてであります。議員ご指摘のとおり、道路は生活に欠かせない大変重要なインフラとなっております。そのため、道路の安全の確保及び災害などによる被害の低減のためには、危険箇所の把握や事前の対策が必要であると考えております。町道については、4月から11月までの間、道路維持などの作業を専門に行う会計年度任用職員を1名採用しており、支障になる道路脇の草木については、4月早々から順次草刈りなどを行って対応しております。また、特に春先には側溝に土砂などが堆積し、側溝の水が道路に流れ出る場合も多くあり、道路の冠水などを引き起こす可能性があることから、土砂の撤去や草木の除去などについても必要に応じて行っております。それ以外にも、台風の接近や大雨の予報が出ている場合には危険箇所などがなく、職員によるパトロールを行い、仮に災害が発生した場合には迅速に対応できるよう、事前に資機材等の準備も行っております。これで万全というわけではありませんが、交通の安全確保と、少しでも災害等の被害を抑えるために、町道の管理を行っているところであります。

県道につきましては、県から委託された管理業者が草刈りなどの対応を行っておりますが、開始時期が町に比べて遅いため、今の時期になると、道路脇の草が伸びて見通しが悪いなどの苦情が町にも寄せられております。苦情が来た際は、その都度、県へ連絡を入れ、早急に対応してもらうこととしております。

また、昨年8月の大雨の際には、白砂及び東田沢地区で大規模な道路の冠水が発生し、通行に大きな支障を来しました。これについては、護岸に設置されております水抜きパイプの一部詰まっていたことが原因の一つであると確認されたことから、今後は水抜きパイプを含め、側溝やますなどの排水施設の維持管理に努めていただくよう、強く県に要望しております。

いずれにいたしましても、道路は生活に欠かせない重要なものであることから、町民が利用する際の安全確保と道路機能の維持のため、県とは情報の交換や提供、確認を密に行っていくこととしております。

第2点目の物価高騰に対応した所得向上策についてであります。まず、物価の上昇が続く中、今年の春闘での大手企業の賃上げ率は3.91%と高い水準となったことが経団連の調査で分かり、マス

コミ等で報道されております。

一方で、厚生労働省が5月に発表した2022年の毎月勤労統計調査によると、新型コロナウイルス禍からの経済回復などにより、労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額（名目賃金）は増えているものの、物価上昇が給与総額の伸びを上回り、物価変動の影響を除いた実質賃金は、前年度に比べて1.8%減となったと発表しております。

このような経済状況の中、当町の中小企業、小規模企業における今年の賃上げの傾向と初任給の現状については、町内企業に対し、こういった調査を行っていないことから、現状については把握しておりませんが、全国的な情勢と同様であると考えております。

町では、これまで新型コロナウイルスの影響により一時的に収入が落ち込んだ事業者に対し、給付金による支援措置を実施しておりますが、電気料金などのエネルギーコストや原材料費など、今後ますますの物価高騰やコロナ関連融資の返済動向なども懸念される場所であり、これに加えての賃上げ負担となると、有効な打開策としてはこれまでのような一時しのぎの給付金ではなく、永続的かつ社会経済の構造的変化を伴う国の政策が先決であると考えておりますので、県や町村会を通じて、国に対して要望を行っていく必要があると考えております。

一方、町では子育て世帯に対する医療費の無償化や保育料完全無償化、給食費無償化を実施しているほか、住民税非課税世帯への支援金やプレミアム商品券発行を重層的に展開することで物価高騰に対する住民の負担軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目、新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられたことについてのご質問の1つ目、幼児、成人を問わず、症状が風邪なのか新型コロナウイルス感染症なのか判断することができず、病院を受診する場合、当町の医院、病院に直接出向き受診することができるのか、その際、公共交通機関の利用はできるのかについてであります。5月8日以降の新型コロナウイルスの対応については季節性インフルエンザと同様となることから、病院受診の際に公共交通機関を利用することも可能であります。必要に応じてマスクの着用などの感染対策をしていただくことを国でも推奨しております。

また、各医療機関での受診方法であります。医療機関によっては診療時間や動線を通常の診療体制と分離して実施している場合もあるため、受診前に事前に医療機関へ連絡し、発熱症状の有無等の状況を説明した上で受診することをお勧めいたします。

次に2つ目、感染者数の把握についてであります。議員ご承知のとおり、5類へ移行する5月8日からコロナウイルスの感染状況について、従来の全数把握ではなく、一部の選定された医療機関から情報を収集して調査する定点把握に変更されました。全数把握と定点把握は対象に違いがあるため、把握は困難でございます。

新聞報道にもございますとおり、5月8日以降、国が初めて公表した5月8日から5月14日の1週間の感染者数は、1定点医療機関当たり全国平均が2.63人であるのに対し、本県は3.27人でした。また、5月8日以前の1週間の数値を定点把握に換算した参考値は、全国平均が1.80人であるのに対し、本県が2.47人でしたので、微増傾向にうかがえますが、その後、5月25日に県が公表した5月15日から5月21日の感染者数は、県全体では2.75人、青森市・東地方保健所管内では2.50人となっております。前週よりも減少傾向にございます。毎週ごとのこうした数値を注視しながら、今後も引き続き感染対策をしていただきますよう、お願い申し上げます。

最後に3つ目、5類移行後の情報共有についてであります。5月8日以降、国でも国民に対し、

一律に感染対策について求めることはなくなり、対策の程度や実施については個人や事業者の判断を基本としました。しかしながら、厚生労働省では、引き続き有効な対策として、換気、手洗い・手指消毒、マスク着用を挙げており、このうちマスク着用については、医療機関を受診する際や高齢者施設などの訪問時、また混雑した電車やバス等を利用する際には、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐ観点から着用が推奨されております。これらは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の感染症予防対策の観点からも有効なものですので、引き続き可能な範囲内で感染対策をしていただきますよう、お願い申し上げます。

町では、5類以降後の町民の行動については、国や県での感染対策への対応が広く周知されていることから特に町民向けの周知はしておりませんが、事業等実施の際には今までのどおりの感染予防対策が必要であることの啓発等を行っておりますので、引き続き感染対策をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（船橋健人君） 田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） まず、第1の道路沿いに生える草木の除去についてでございますが、県道では県が委託する道路維持受託者が年に2回程度、刈り払い作業を実施しているわけですが、そのほかにも東田沢町会では交通安全協会東田沢支部の皆さんにお願いして年に1度、東田沢から弁慶内間の危険箇所の草刈り作業を実施しておりますが、これだけでは追いつかないというのが現状でございます。

イタドリ類は繁殖力も強く、成長も早いことから、1か月ほどで1.5メートルから2メートルほどに成長し、そのまま放置しておくという道路側に傾いてきて、その後も伸び続けていきます。刈り払いによる防除というのは、最低でも年に4回は行わなければならないという文献もございます。薬剤を用いての駆除についても記載がございますので、ぜひこれは参考にすべきであろうかと思えます。

いずれにいたしましても、このままの状態が毎年継続するようであれば交通事故の発生が十分予見されますので、速やかに適切な対応を講じていただくことを強く望むわけでございます。

次に、物価高騰に対応した所得向上策についてでございますが、町の基本計画には、新たな産業、雇用を創出し、町民の豊かな暮らしを支え、町全体の活力につながる取組を推進しますと。そのため、地元企業、地場産業の競争力の強化の取組や意欲ある担い手の確保、育成のほか、経営基盤の強化など、持続的な成長、発展ができるよう、支援体制の充実を図りますとうたっております。町民が豊かであるという実感をするような取組を期待するわけでございます。

昨日のNHKのニュースによれば、厚生労働省が従業員5人以上の事業所3万余りを対象に実施している毎月勤労統計調査の速報値では、物価の変動を反映した今年4月の実質賃金は去年4月に比べて3%減少したと。基本給や残業代などを合わせた働く人1人当たりの現金給与総額は、春闘の結果を受けた賃金改定の影響などもあって、平均で28万5,176円と、去年4月に比べて1%増加したが、物価の上昇率がこれを上回ったということが報じられてございます。青森県や平内町では、平均賃金が28万円を超えるという方はそう多くないとは思いますが、そういうことでは大変厳しいのかなという思いをしております。

昨日、平内の土建業者の社長さんに話を聞きましたところ、今年の労務者に対する賃金は5%ほど賃上げをしたということでした。ところが、初任給は幾らですかと、どうしましたかと聞きましたら、初任給は高卒で入社してくる方がいないのでそのときに考えることで、人手不足が深刻であるという

話をしておりました。少子化や人口流出などということを考えれば、作業員不足によって土木工事や除雪の請負業者も消滅するのではないかなということもその場では心配しました。この物価対策、勤労者の所得の向上については、状況を把握して適切な対応をしていただきますことをお願いいたします。

次に、3番目の新型コロナウイルス感染症状況については毎日テレビ等で報道されており、今日は何人、昨日は何人と、その数値に注意し、自分の行動や他の市町村の方々との接触についても気を付けていたわけですが、5類移行後になってからは、感染者の報告数値が小さくなったことや、定点医療機関以外の感染者数が把握し切れていないということや、全国や世界の感染状況が私たちの目に入らなくなったことにより、新型コロナウイルス感染症にはだんだんと注意しなくなる傾向にあるのではないのでしょうか。厚生労働大臣の記者会見や政府分科会の尾身会長は、これまで新型コロナウイルスの感染が終わった、終息したというわけではないと、今後感染が低レベルに向かっていくことを期待したいが、これからも感染者数が急増し、医療が逼迫する事態になってしまうことがあり得ると、市民自身が個人の判断で今までの経験を基に感染リスクの高い行動を控え目にするなどの対応をすることがこれまでと変わらず有効な対策になると思うと指摘をしております。

こういうことから、少なくとも県の保健衛生課発表の県内感染者数については、定期的に町の回覧などにより周知し、町民皆さんの健康維持に資するべきではないかなと思います。

先ほど町長がお話しになりました、総務省が発している、これはチラシでございます。私も今回の質問をするに当たって調べていたら、これが出てきました。これが一般の家庭に時々目に入るような状態になっていけばいいのではないかなということをお願い添えまして、一般質問を終えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（船橋健人君） 以上で田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続いて、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）4番、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） おはようございます。亀田弘徳です。

通告に基づきまして質問させていただきますが、その前に、私の通告書にちょっと誤字がありましたので訂正させていただきます。

質問通告書の一番最後の下から2行目の健康ポイント事業の「事」が地面の「地」になっていますが、これは「事」の事業ということですので、訂正方お願いいたします。

それでは、質問に戻ります。

私の質問は、大きく2つのテーマでの質問であります。1つは高齢者の福祉環境について、2つ目は町の健康に向けた取組についてであります。

それでは、1つ目の高齢者の福祉環境について質問に入らせていただきます。

平内町の高齢化率は、令和3年度で42%を超えました。超高齢化社会の到来といってもいい状況であると考えております。こうした中、住み慣れた地域で安心して老後を迎えたい、いつまでも生き生きと暮らしたいということは全ての人が望むものであります。そのために健康増進や生きがいつくり、介護予防、独り暮らしを含んだ高齢者の生活支援といったことは非常に大切なことでありまして、第6次平内町長期振興計画でも社会福祉の充実という項目で計画が立てられております。その具体的施策を組み上げるために、町は地域の全ての高齢者に関する施策全般を高齢者福祉計画に、高齢者の介護に関するサービスについて介護保険事業計画に定めております。高齢者の福祉環境について、町の現状と対策、今後の取組、展望をお伺いいたします。

1つ目は、インセンティブ交付金である保険者機能強化推進交付金及び介護保険努力支援交付金の交付に向けた取組についてであります。令和4年度保険者機能強化推進金等の評価を見ますと、平内町は全国、県の平均よりも高い評価となっており、高い評価を得るために様々な取組に尽力していることがうかがえます。関係者各位の努力に敬意を表したいところであります。しかしながら、項目別で見た場合、改善の余地があると思われる項目があります。介護予防・日常生活支援に係る項目、これが得点率42%、要介護状態の維持・改善の状況に係る項目、これが得点率33%となっております。これらに関して取組の改善方について、町の考え、方策をお伺いいたします。

2つ目は、ここ数年のコロナ禍により高齢者の活動が制限され、出歩かないことが続くなどしてフレイル状態の進行などが懸念されます。フレイル予防への取組を強化する必要があると考えておりますが、これに関して町の考え、方策をお伺いいたします。

3つ目は、要介護者などに対するリハビリテーションサービスの提供体制について、平内町は訪問リハビリテーションの利用率が全国、県平均より高く、一方で通所リハビリテーションの利用率が全国、県平均より低い状態であります。これは訪問リハビリテーションの提供体制の充実を示す一方で、現状の通所リハビリテーション提供体制に利用しづらい部分があることをうかがわせております。通所リハビリテーションの利用しやすい体制整備に向けた取組方と両リハビリテーション利用率の向上について、町の考え、方策をお伺いいたします。

2つ目の大きな質問項目で、町の健康に向けた取組についてお伺いさせていただきます。

令和5年5月12日、厚生労働省から2020年市区町村別生命表が公表されました。前回、2015年の市区町村別生命表では、男性ワースト3位、女性12位であった我が平内町は、男性がワースト10位、女性が25位と改善されました。男性・女性ともに県平均を上回る改善率でありまして、男性はプラス1.0歳と、全国平均をも上回りました。関係者のこれまでの地道な努力と町民の皆様の健康への取組が結果となって表れたもので、頭が下がる思いです。結果の背景には、目標を持って計画を立て、計画を達成するために施策を組み、それが適切に働いているか振り返り、PDCAを繰り返す日々の積み重ねがあったものと思います。

町は、第6次長期振興計画の基本施策に保健、医療、福祉の充実として平均寿命県内1位を目指すとし、特定健診受診率の向上を図るとしております。この第6次長期振興計画とも対応しております第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画が本年度で終了することから、次の計画に向けた取組について、町の考えと展望を伺うものであります。

1つ目は、特定健康診査等実施計画では、令和3年度の特定健診受診率を53%としておりましたが、実際は42.9%でありました。計画最終年度である令和5年度の目標は、計画では60%としております。ここ数年はコロナ禍により様々な取組が思うように進まなかったと考えられますが、特定健診受診率を高めるための取組方をお伺いいたします。

2つ目は、特定健診受診率、特定保健指導実施率向上に向けて様々なハイリスクアプローチというものに取り組んでおられるということですが、そのうちの一つ、メディコトリム教室について、対象者へより効果的に、より強い働きかけを行うための町の方策をお伺いいたします。

また、漁師の健康を考える会の対象地区を増やす取組を求めたいと考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

3つ目は、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率を高めるために、ハイリスクアプローチというものやポピュレーションアプローチというもので掲げる事業への参加者について、健康ポイントを手軽に付与することで受診率や実施率の向上の手助けとなると考えていますが、こうした健康ポイン

ト事業の展開について、町の考えと展望をお伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の高齢者の福祉環境についての1つ目、インセンティブ交付金の交付に向けた取組についてであります。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は、前年度に町が実施した高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組に対し、国で設定した評価指標の達成状況に応じて交付金が交付されるものであります。令和4年度保険者機能強化推進交付金等の評価結果につきましては、全体としては全国及び県平均を上回っておりますが、評価が低い項目もございました。評価の低かった項目に関する取組の改善方としましては、介護予防・日常生活支援に係る項目については、得点率を上げる新たな取組として介護予防ポイント事業を今年度から開始したところでございます。

要介護状態の維持・改善の状況等に係る項目については、一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況等について、厚生労働省が統計データを使用して算定を行っております。令和3年度は介護度が改善した割合が少なかったため、このような結果となりましたが、令和4年度につきましては、改善したほうの割合が多くなる見込みでありますので、得点率は上昇するものと考えております。なお、この項目の評価指標は前年度からの変化率を問う内容でありますので、前年度の結果がよかった場合、来年度も継続して高得点を取ることはなかなか困難であるところでございますが、これまでの取組を推進し、高い得点を取れるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に2つ目、フレイル予防への取組の強化についてであります。フレイルとは、健康と要介護の中間に位置し、加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態になる危険性が高くなった状態のことをいいます。

町のフレイル予防への取組としては、青少年ホームにおいて介護予防教室を開催しており、内容は運動講座を中心に口腔ケア講座、栄養講座となっております。そのほか、元気はつらつ教室、転倒予防教室及び骨太教室等を実施しているところであります。ここ数年にわたるコロナ禍の影響により実施回数を減らすなど規模を縮小しての開催となっておりますが、今年度につきましては、現在のところ、コロナ前と同様の規模で開催する予定としております。また、より多くの方々に介護予防教室に参加していただくため、町広報紙に掲載したほか、昨年度実施したニーズ調査結果から運動機能悪化のリスクのある方を抽出し、個別に参加の呼びかけなどを行っているところであります。フレイルを防ぐには人とのつながりも大切となりますので、現在、町内に4か所ある通いの場につきましても、今後、実施箇所数の拡大や通いの場における健康チェックや栄養指導等にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に3つ目、通所リハビリテーションの利用しやすい体制整備に向けた取組方と両リハビリテーション利用率の向上方についてであります。町の訪問リハビリテーション提供体制につきましては、平内中央病院において専門職を多く配置し、重点的に実施されていることにより、利用率が全国や県平均と比較して高い水準にあり、サービス提供体制は充実している状況であるといえます。一方、通所リハビリテーション提供体制につきましては、サービス提供事業所自体が町に少なく、通所リハビリテーションの利用者の大半は青森市や野辺地町の事業所を利用しているのが現状となっております。通所リハビリテーションの利用しやすい体制整備に向けた取組方につきましては、今後ますます在宅

医療の重要性が高まっていく中で、まずは当町の訪問リハビリテーション提供体制を今後も継続して維持していくことが最も重要であると考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に第2点目、町の健康に向けた取組についてのご質問の1つ目、特定健診受診率を高めるための取組方についてであります。まず、特定健診受診率推移は法定報告の数値であります。令和元年が45%、令和2年及び令和3年が43%でございます。実施計画の目標値である53%には届いていない状況でございます。

そこで、特定健診受診率を高めるための取組でございますが、未受診者対策としてナッジ理論を活用した受診勧奨を行っております。内容としては、健診を受けたいくなるように少し背中を押すような勧奨で、面白い画材をはがきに載せて、見て気になる、受けようかなという気持ちにさせるものでございます。そのほか、健康ポイント事業であったり、地区の組織である保健協力員や食生活改善推進員、漁師の健康を考える会などにもお願いしながら、受診者を増やす取組をしております。

次に2つ目、メディコトリム教室の対象者へ働きかけを行うための町の方策でございますが、この教室は平成23年度から住民向けに実施しており、現在、対象となるのは、特定健診受診者で対象に該当する方、平内中央病院のメディコ外来からの紹介者や糖尿病重症化予防の対象者等となります。令和4年度の参加者は21人で、参加率としては8.9%となっております。新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和2年度が17.7%の参加率でありましたので、コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少が考えられます。

対象者へは個別に通知を発送したり、健診の結果説明会時に勧めたり、ポスターやホームページなどでPRしておりますが、なかなか参加者の増加にはつながっておりません。教室への参加は個人の健康意識によるところが大きいため、参加してよかったと思える取組、参加された方が他の方々へ宣伝するなど、波及効果を得られるように満足度の高い事業を目指していきたいと考えております。

また、漁師の健康を考える会の対象地区の増についてであります。現在、間木・東滝地区と茂浦地区の2か所で実施しておりましたが、コロナ禍によりここ3年活動を実施できていない状況でありました。活動を制限されていた期間がようやく明けましたので、今年度は活動を再開し、まずは今まで休まざるを得なかった両地区への支援を重点的に行ってまいりたいと考えております。

次に3つ目、健康ポイント事業の展開に関してであります。この事業は、健診受診者のモチベーションを上げるためのものとして令和2年度から実施しております。当初、40歳以上の町民を対象としてスタートいたしました。翌年から若い頃からの健康受診を促す取組として、対象者を20歳以上の町民へと拡大いたしました。さらに、本年度からは特定健診受診・健診結果説明会への参加、メディコトリム教室への参加を対象事業としていたものにがん検診も加え、対象を拡大いたしました。今後は、今年度開始した介護予防ポイント事業とも連携し、広報や周知活動を行い、参加者の増につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） 亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君） まず、高齢者の福祉環境についての2つ目のフレイル予防の取組なんですけれども、高齢者というのは、ご飯を食べたときに、ご飯の栄養分というのがどうしてもあっさりを好んだりするということで、低栄養状態になりがちの方々もおられるということで、こうした方々はやっぱり運動機能に衰えが生じやすい、フレイル状態に移行しやすいということになるんですけれども、

こうした高齢者の方々の食事が低栄養状態かどうかというのを把握して何か対策というのは考えておられるのかについてお聞きしたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

高齢者の方の栄養状態の把握でありますけれども、介護の部分については特に細かい把握というのはしていないんですけれども、先ほどの答弁の中にもありました介護予防教室において、運動講座と、同じく口腔ケア講座、また栄養講座なども同時に実施しておりますので、こちらで栄養状態のほうを管理栄養士から講話等を受けております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君） 今後もその取組を続けて、なるたけフレイルの予防というのをちょっと強化していただきたいと思います。

続いて、リハビリテーションサービスの提供体制についてでありますけれども、我が町というのは高齢化率が42%を超えたということで、全国や県の平均よりも高齢者の母数が多い。高齢者の状態というの、どちらかというとも本当の高齢者の割合が少し多いということになりますので、リハビリテーションサービスの利用率というのはいまもう少し高くなるべきではないかと考えております。通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの利用率を向上する取組で、もう少し強化していただきたい、より利用しやすい体制にしていきたいと思いますが、その辺りもう少しお話を伺いたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

当町における通所リハビリテーションの利用率が低いことにつきましては、町内に通所リハビリテーションを実施している事業所が少ないということが一番の大きな原因と考えております。また、リハビリテーションを利用する際には医師の指示書等が必要でありますので、ご本人の希望のみで利用できるサービスではありません。今後、通所リハビリテーションにおいて、こういうことで利用がしにくいというご意見、またはケアマネから等の報告がございましたら、それについては対応、対策について検討する必要があるとは考えております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君） 今、通所型のリハビリテーションサービス体制については、事業所が少ないことと医師の指示書が必要であるという点が幾らかボトルネックのような状態になっているというお話を伺いました。事業所を急に増やすということはなかなか難しいとは思いますが、医療体制との連携というのをもう少し深めて、サービス体制の改善を図っていただければと思います。

それでは次に、町の健康に向けた取組についての2つ目のメディコトリムや漁師の健康を考える会のところですね。以前、私、所管事務調査で漁師の健康を考える会というのがすごく効果的なものであるとお話を伺っておりました。これを今現在、間木・東滝地区と茂浦地区の2つでやっているということですが、できれば全地域に広げていただきたいんですけれども、その辺りはどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 大水課長。

健康増進課長（大水 要君） 亀田議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、まずはコロナ禍で活動が制限されていまして2地区の支援を重点的に行っていきまして、その後他地区の実施については検討していきたいと考えております。やる方向で検討するにいたしましても、各地区の意向等もありますので、そこら辺もお聞きしながら対象地区については検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君）同じこの項目にあるメディコトリム教室のほうなんですけれども、重症化の対象となるような方々への勧奨を行っているということでしたが、これの1つ下にある予備群みたいなものが当然あるかと思うんですが、こちらに対する勧奨もちょっとやっていただきたいなと考えているんですが、そこはどうでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまのご質問にお答えします。

健診の結果説明会でも、予備群と言われる方についても指導等はしております。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君）私、5月13日の東奥日報の新聞記事を見てこの質問を少しまとめて質問させていただいたんですけれども、特定健診の受診率とか特定保健指導の実施率を向上させると、大きくそれだけ網がかかって、健康に問題を抱えている人を見つけやすくなるということで寿命が延びていくということになっております。この記事の中で、平川市とかが自殺予防の取組で寿命を延ばしたというような記事の書き方でありまして、この特定健診の受診のときにそうしたのが把握できないかなとも考えておりますが、そこはどういう形になりますでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまのご質問にお答えします。

健診とかのときにアンケートを取ってまして、その中でこういうような自分が今気になっている項目とかというアンケートがありまして、その中で気になる方については保健師が訪問したりして状況を確認したりはしております。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君）それで、実際、捕捉された方というのは具体的に何名とかというのはあるんでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）人数については今把握はしておりません。申し訳ありません。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君）私、平成29年第4回定例会では、データヘルス計画に基づく特定健診の受診率や特定保健指導実施率の向上についてお聞きしました。また、平成30年の第2回定例会では、同じく前回の市区町村別の平均寿命で健康増進についてご質問させていただきました。今回また同じように新しい結果が出ましたので、町が常々、町民の健康に対して心を尽くして、実際に健康寿命が延びている、それも男性については全国平均を上回る結果を出しており、女性についても全国平均と同じだけ寿命を延ばしているという結果については非常に敬意を表しております。今後ともこうした施

策を重ねていって、町民の皆さんの健康をより伸ばしていただきたいと考えております。

質問は以上です。

議 長（船橋健人君） 以上で、4番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時30分 再開

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

◇

日程第2、質 疑

議 長（船橋健人君） 日程第2、「報告第7号」から「報告第12号」まで及び「議案第32号」から「議案第37号」までの以上12件を一括して議題とし質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

◇

日程第3、議案付託

議 長（船橋健人君） 日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」及び「議案第32号」から「議案第34号」までの各案件は、お手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

◇

日程第4、陳情付託

議 長（船橋健人君） 日程第4、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（船橋寿） それでは、陳情文書表の朗読をいたします。

受理番号、陳情第2号

受理年月日、令和5年5月16日

件名、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

陳情者の住所、氏名、東京都北区赤羽3-3-3ドミール赤羽707、インボイス制度を考えるフリーランスの会代表、阿部伸。

陳情の要旨。長年、デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。そうした状況下で2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定です。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くありません。

つきましては、貴議会が政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求め、陳情いたします。

付託委員会、経済文教常任委員会

以上で、陳情文書表の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） 会議規則第95条の規定により、「陳情第2号」は経済文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日8日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日8日は休会とすることに決定しました。

来る6月9日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後1時34分 散 会）

令和5年第2回平内町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月9日

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
日程第 2、報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
日程第 3、報告第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
日程第 4、報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
日程第 5、議案第 35 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程第 6、議案第 36 号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 7、議案第 37 号 財産の取得について〔小形除雪車〕
日程第 8、議員派遣の件
追加日程
日程第 9、発議第 5 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案

出席議員 10名

議長	船橋健人君	副議長	木村良一君	2番	田中大君
3番	小笠原智鶴子君	4番	亀田弘徳君	5番	田中茂勝君
6番	太田満則君	8番	倉内清一君	9番	佐々木徳正君
10番	田中光弘君				

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋茂久君	副町長	山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉内仁君	総務課指導監	工藤英仁君
企画政策課長	柴田正一君	税務課長	渡邊仁志君
町民課長	工藤隆之進君	福祉介護課長	塩越信子君
福祉介護課指導監	竹達暁教君	健康増進課長	大水要君
健康増進課指導監	森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長	飯田千代志君
水産商工観光課長	畑井幸治君	地域整備課長	佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長	近藤吏君	会計管理者	田中正美君
平内中央病院事務局長	小形正樹君	消防監消防署長	木村秀人君
教育長	渡辺伸一君	学校教育課長	須藤鉄博君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局長補佐 片山 潤 一

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君） ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので会議は、成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君） 日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」、「議案第32号」から「議案第34号」まで及び「陳情第2号」の以上7件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

総務福祉常任委員長（田中光弘君） 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました。「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第32号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第34号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」以上4件について、6月8日審査会を開き慎重審査の結果、報告については、いずれも「承認すべきもの」議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

経済文教常任委員長（亀田弘徳君） 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算〕」、「報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第32号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第33号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」以上5件について、6月8日審査会を開き慎重審査の結果、報告については、いずれも「承認すべきもの」議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。また、付託を受けておりました「陳情第2号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書につい

て」6月8日審査会を開き慎重審査の結果、「採択すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。

これより「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」、「議案第32号」から「議案第34号」まで及び「陳情第2号」の以上7件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案は「可決すべきもの」、陳情は「採択すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」、「議案第32号」から「議案第34号」まで及び「陳情第2号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」、陳情は「採択」と決定しました。



日程第2、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕

議長（船橋健人君）日程第2、「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「報告第9号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「報告第9号」は「承認」されました。



日程第3、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕

議長（船橋健人君）日程第3、「報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」を議題といたします。

本案について説明を求めます。(「はい」の声あり) はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君)「報告第10号」について説明した)

議長(船橋健人君)ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君)質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君)討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君)異議なしと認めます。したがって「報告第10号」は「承認」されました。



日程第4、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕

議長(船橋健人君)日程第4、「報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい」の声あり) はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君)「報告第11号」について説明した)

議長(船橋健人君)ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君)質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君)討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君)異議なしと認めます。したがって「報告第11号」は「承認」されました。



日程第5、議案第35号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君)日程第5、「議案第35号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい」の声あり) はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君)「議案第35号」について説明した)

議長(船橋健人君)ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君)質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第35号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第35号」は「可決」されました。



日程第6、議案第36号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第6、「議案第36号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい」の声あり) はい、畑井課長。

水産商工観光課長(畑井幸治君) (「議案第36号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。(「はい、議長、5番」声あり) はい、田中茂勝君。

5番(田中茂勝君) この条例改正によって20円から30円の値上げというふうなことになりますが、これによる施設の収益性はどの程度改善されるのでしょうか。また、収益性の改善の善し悪しによって町はそれに対してどのように対応するのかお尋ねいたします。(「はい、議長」の声あり)

議長(船橋健人君) はい、畑井課長。

水産商工観光課長(畑井幸治君) 田中茂勝議員の質問にお答えいたします。

平内いきいき健康館でございますけども、令和4年度の実績で試算しますと料金が値上げすることによって年間250万円程増額と見込まれます。ただ、令和4年度の温泉の実績報告によりますと収入による支出の方の金額が大きいことから赤字で経営されているというふうなことからなっておりますので、250万円程値上がりはするものの赤字の改善にはまだ程遠いというところもございますので、そういったところについては引き続き指定管理者にサービスの提供をお願いしたいと考えております。以上です。

議長(船橋健人君) そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑を終結します。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第36号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第36号」は「可決」されました。



日程第7、議案第37号 財産の取得について〔小形除雪車〕

議長(船橋健人君) 日程第7、「議案第37号 財産の取得について〔小形除雪車〕」を議題としま

す。

本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第37号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第37号 財産の取得について〔小形除雪車〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第37号」は「可決」されました。



日程第8、議員派遣の件

議長（船橋健人君）日程第8、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないこととなっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

議長（船橋健人君）ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時27分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、亀田弘徳君ほか4人の連名により、「発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案」についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」は日程に追加し議題とすることに決定しました。



日程第9、発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案

議長（船橋健人君）日程第9、「発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案」についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）「発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案」について、ご説明申し上げます。

長年、デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しております。そうした状況下で2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定です。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。

個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、広範な事業者に負担増が強いられ、多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。

以上のことから、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求めるよう私が提出者となり、太田満則議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書案」を「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」は「可決」されました。



議 長（船橋健人君）総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



議 長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。去る6月5日開会いたしました、本定例会では、専決処分した事項の報告及び承認を求める件、本年度一般会計補正予算案、条例の改正案など、合わせて12件御提案申し上げておりましたが、本日全案件とも、それぞれに御承認、御議決をいただき誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方にはこれまで以上の御支援、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君）これをもちまして、令和5年第2回定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

（午前10時35分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員